(3)　行政財産使用許可の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 山田高等学校 | 　下記の物件が学校敷地内に設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていなかった。

|  |  |
| --- | --- |
| 物件名 | 数量 |
| カーブミラー | １ |

 | 　検出事項について、速やかに設置者を特定し、改めて使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【地方自治法】（行政財産の管理及び処分） 第238条の４ 　７　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。　【大阪府公有財産規則】（管理の原則）第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。（使用許可の範囲）第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 | 　設置者については、吹田市と特定し、協議の上、カーブミラーを撤去し、敷地外（吹田市道）にある外灯柱に移設した。　　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年12月６日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 懐風館高等学校 | 下記の物件が学校の敷地内に設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていなかった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件名 | 数量 | 備考 |
| 掲示板 | １ |  |
| ごみ収集箱 | １ |  |
| 看板 | １ |  |
| スピーカー | ２ | 使用許可済の電柱に共架 |

 | 検出事項について、速やかに設置者を特定し、改めて使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【地方自治法】（行政財産の管理及び処分） 第238条の４７　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。【大阪府公有財産規則】（管理の原則）第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。（使用許可の範囲）第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 | 検出事項について、設置者を特定し、行政財産の使用許可の手続を行った。今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年10月30日）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関名 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |  |
| 大阪北視覚支援学校 | 下記の物件が学校の敷地内に設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていなかった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件名 | 数量 | 備　考 |
| 災害時避難所表示板 | １ |  |
| 電柱の腕金及び電線 | ４ | 敷地上空の占有 |

 | 　検出事項について、速やかに設置者を特定し、改めて使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【地方自治法】（行政財産の管理及び処分） 第238条の４ 　７　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。　【大阪府公有財産規則】（管理の原則）第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。（使用許可の範囲）第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 | 災害時避難所表示板について、設置者から行政財産使用許可申請を受け、使用許可を行った。電柱の腕金及び電線については、設置者を特定し、協議の上、本校敷地上空外へ移設を行った。今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年11月14日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 中央聴覚支援学校 | 　下記の物件が学校の敷地内に設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていなかった。

|  |  |
| --- | --- |
| 物件名 | 数量 |
| 電柱 | ３ |

 | 　検出事項について、速やかに設置者を特定し、改めて使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【地方自治法】（行政財産の管理及び処分） 第238条の４７　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。　【大阪府公有財産規則】（管理の原則）第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。（使用許可の範囲）第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 | 　設置者を特定し、行政財産の使用許可が必要と判断したため、設置者から申請を求めた。本件申請は、適当であると認められることから許可を行った。　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年11月１日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 生野支援学校 | 　下記の物件が学校の敷地内に設置されているが、行政財産の使用許可の手続を行っていなかった。

|  |  |
| --- | --- |
| 物件名 | 数量 |
| 倉庫 | ２ |

 | 　検出事項について、設置者に対して速やかに使用許可の申請手続を行うよう求めるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【地方自治法】（行政財産の管理及び処分） 第238条の４ 　７　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。　【大阪府公有財産規則】（管理の原則）第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。（使用許可の範囲）第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 | 　設置者から行政財産使用許可申請を受け、使用許可を行った。　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年11月17日）